誰もが安心して生活できる社会を構築するため、国では医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する交付金を創設し、都道府県において造成した各種基金を通じて、市町村における迅速かつ柔軟な事業の推進に対して支援を行ってきました。

しかし、こうした基金事業の多くが平成23年度限りで終了することとなっています。

終了することとされている基金事業には、本市でも有効に活用しているものが 幾つかあり、これらが終了することによる事業の廃止や縮小なども懸念されるこ とから、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっています。

よって、国におかれては、国民生活の安心と向上を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金については、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種が予防接種法上の対象疾病に位置付けられるまで継続させること。
- 2 安心こども基金及び妊婦健康診査支援基金については、国は新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしていますが、具体的な内容が明らかにされていないことから、当面は基金として継続させること。
- 3 介護職員処遇改善等臨時特例基金については、平成24年度以降、引き続き基金事業の中で行うのか、又は介護報酬の中で行うのかといった方向性がいまだ定まっていませんが、介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であることから、平成24年度以降も継続して処遇改善に取り組むこと。
- 4 障害者自立支援対策臨時特例基金については、平成24年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などに必要となることから、 基金を継続し柔軟な支援が行えるようにすること。
- 5 地域自殺対策緊急強化基金については、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取組に活用されていることから、こうした取組を切れ目なく 支援するため、継続し、かつ、基金の積み増しを行うこと。

平成23年12月16日